

**申し込み時の
必要事項**

- ① 行事名(希望する日時・曜日・会場・コースなども) ② 住所(郵便番号も) ③ 氏名(ふりがな) ④ 年齢
⑤ 電話番号(ファクスの方はファクス番号、メールの方はEメールアドレスも) ⑥ 学校名・学年(児童・生徒のみ)
⑦ 返信先(往復はがきの場合) ※申し込みは1人(1組)1通です

就職支援無料セミナー

内 左表の通り。

■就職支援無料セミナー

対象	開催日	時間
女性(59歳まで)	① 7/22(火)	13時30分～16時30分
中高年齢者(35歳～64歳)	② 7/29(火)	9時30分～12時30分
	③ 8/5(火)	
在職求職者	④ 8/7(木)	18時30分～21時

※①～④は重複受講できません

所 ①②③はサンプラザ(北区北24西5)、④はキャリアバンク(中央区北5西5)サポポロ55ビル内。

定 各24人。
申 7月11日(金)から就業サポートセンター(708)8321へ。(先着)

問 市コールセンター(222)4894

市立大学公開講座

内 呼吸法・マッサージュによる医療者のセルフケアを学ぶ。
日 9月9日(火)10時～15時30分。
所 市立大学サテライトキャンパス(中央区北4西5)アステイ45ビル内。

対 看護師、看護教員、医療技術職の方40人。500円。

申 8月、FAX、E。上欄必要事項を記入し、7月11日(金)から。(先着)

申込先 市立大学サテライトキャンパス(218)7500、E:kozaka@acu(218)7507、E:kozaka@acu

HP

就職活動

ワンポイントセミナー

内 職務経歴書の書き方。

日 7月18日(金)、29日(火)、8月5日(火)13時30分～15時30分。

所 サンプラザ(北区北24西5)。

対 求職中の方各20人。

申 7月11日(金)から就業サポートセンター(708)8321へ。(先着)

問 市コールセンター(222)4894

事業者向け

小規模保育を行う事業者を募集しています



交通の利便性が高い賃貸物件などで、乳幼児の保育を行う事業者を募集しています。

詳しくはお問い合わせを。

募集施設数 A型(乳幼児定員19人)≡3施設、C型(乳幼児定員10人)≡5施設。
事業開始日 10月1日(火)。

区健康・子ども課などで配布中の募集要項をご覧ください。A型は8月6日(火)、C型は7月23日(火)(いずれも必着)まで。選考あり。

待機児童対策担当(211)2346、HP

メンタルヘルスの研修講師を派遣

1社につき2回まで派遣可能。派遣回数は全30回。

日 10月1日(火)～12月28日(日)。1回2時間程度。

対 市内の中小企業など。

申 区役所、HPで配布中の申込書を、7月31日(木)(必着)まで。

問 市コールセンター(222)4894

出張美容・出張美容衛生管理講習会

衛生管理や認知症の方などに接する際のポイントを学ぶ。

日 8月19日(火)18時30分～20時。

所 WEST19(中央区大通西19)。

対 出張美容・出張美容を行う方など60人。

申 8月1日(金)から。(先着)

申込先 市コールセンター(222)4894

コンテンツを活用する中小企業に補助

市内のクリエイターが生み出すコンテンツを活用する際

に掛かる費用を補助。補助率対象経費の2分の1以内。上限200万円。

対 中小企業者など。

申 インタークロス・クリエイティブ・センター(白石区東札幌5の1産業振興センター内)などで配布中の申込書を、8月1日(金)(必着)まで。

問 インタークロス・クリエイティブ・センター(817)8911、HP

卸売企業との商談会に参加するメーカーを募集

日 10月27日(月)13時～19時、28日(火)10時～19時。

所 コンベンションセンター(白石区東札幌6の1)。

対 北海道・東北メーカー。企業は無料。

申 市役所15階海外戦略推進課、HPで配布中の申込書を、7月31日(木)(必着)まで。

問 海外戦略推進課(211)2481

職場適応援助者養成研修

内 障がい者が仕事に慣れるまで支援するジョブコーチを養成。

日 8月2日(土)～7日(木)。全6回。産業振興センター(白石区東札幌5の1)。

対 企業の人材育成担当者7人。

申 5万円。

HPで配布中の申込書を、7

月31日(木)(必着)まで。(抽選) 障がい福祉課(211)2936

特定建築物や受水槽などの設計に関する説明会

内 特定建築物や給水設備の審査事項、届出書類作成方法など。

日 7月31日(火)14時～16時。

所 WEST19(中央区大通西19)。

対 特定建築物・受水槽の設計や施工を行う事業者250人。

申 8月、FAX。上欄必要事項と会社名、担当者名、所属部署を記入し、7月15日(火)まで。(抽選)

申込先 市コールセンター(1階) (222)4894

税金

インターネット公売

内 差し押さえた不動産を売却。

申込期間 7月7日(月)～22日(火)。

入札期間 7月29日(火)～8月5日(火)。

△木曜は夜間納税相談日。市税事務所では、毎週木曜に20時まで納税相談を行っています。

問 納税指導課(211)2292、HP

市税条例が改正されました

△個人市民税▽ 指定NPO法人への寄付金を、税額控除の対象とします。

△法人市民税▽ 10月1日(火)以降に開始する事業年度分から、法人税割の税率を引き下げます。

E = Eメール HP = ホームページ(10ページ)に詳しい内容を掲載しているもの

※費用、申し込み方法の記載がない場合は、それぞれ無料、当日会場へ行く催しです

広告

△固定資産税▽

一定の要件に該当する新築住宅に対する減額措置の適用期限を、平成28年3月31日(木)まで延長します。

△軽自動車税▽

来年4月1日(水)以降に新車登録する四輪車などの税率と来年度以降の原動機付自転車や二輪車などの税率を引き上げます。

△税制課(21)2282、HP

△認定長期優良住宅の固定資産税を減額▽

長期優良住宅の認定を受けた新築住宅の固定資産税は、翌年度から5年間(3階建て以上の中高層耐火住宅は7年間)減額されます。新築した翌年の2月2日までに必要書類を添付し、資産のある区を担当する市税事務所に申告してください。

△市税事務所(下表)の固定資産税課

△耐震改修を行った住宅の固定資産税を減額▽

定資産税を減額▽

昭和57年1月1日以前に建てた住宅で、50万円を超える耐震改修工事を行い、一定の要件を満たす場合は、翌年度の固定資産税が減額されます。工事完了後3カ月以内に、資産のある区を担当する市税事務所に申告してください。

市税事務所(左表)の固定資産税課

市税事務所所在地・電話番号

区	市税事務所・所在地	電話番号		
		納税課	市民税課	固定資産税課
中央区	中央(中央区北2東4サッポロファクトリー2条館)	211-3913	211-3914	211-3918
北・東区	北部(中央区北4西5アスティ45)	207-3913	207-3914	207-3918
白石・厚別区	東部(厚別区大谷地東2交通局庁舎)	802-3913	802-3914	802-3918
豊平・清田・南区	南部(豊平区平岸5の8イースト平岸)	824-3913	824-3914	824-3918
西・手稲区	西部(西区琴似3の1コトニ3・1ビル)	618-3913	618-3914	618-3918

国民年金



7月31日(木)は
固定資産税・都市計画税(第2期分)の納期限です

納税に関する
ご相談は
市税事務所
納税課(左上表)へ

△保険料免除のご相談を▽

第1号被保険者で、保険料の納付が困難な方には、一定の要件を満たす場合、申請により保険料の全額または一部が免除となる制度があります。20代の方には、申請し承認されると納付が猶予される、若年者納付猶予制度があります(所得要件あり)。

持参するもの(年金手帳など基礎年金番号が分かるもの、印鑑(シャチハタ不可)、前年の所得を証明するもの(控除額

の記載されたもの)、離職した方は離職票か雇用保険受給資格者証。
△国民健康保険
△国民健康保険
△国民健康保険
△国民健康保険

△保険料が決まりました▽

26年度国民健康保険料

	医療分	支援金分	介護分
所得割額	①各加入者の25年間の所得から33万円を差し引いた金額の合計額×8.83%	④各加入者の25年間の所得から33万円を差し引いた金額の合計額×2.77%	⑦40歳～64歳の各加入者の25年間の所得から33万円を差し引いた金額の合計額×3.32%
均等割額(人数割額)	②16,710円×加入者数	⑤5,250円×加入者数	⑧6,680円×(40歳～64歳の加入者数)
平等割額(世帯割額)	③1世帯当たり32,140円	⑥1世帯当たり10,090円	⑨1世帯当たり9,840円
最高限度額	⑩51万円	⑪16万円	⑫14万円

1年間の保険料は右表の①⑨の合計となり、最高限度額は⑩⑪⑫となりました。なお、一定の所得以下の世帯は、均等割額と平等割額が

帯は、均等割額と平等割額が減額となる場合があります。
△高齢受給者証の送付▽
国保に加入している昭和14年8月2日～19年8月1日生まれの方には、8月1日(金)から使用する高齢受給者証を、7月下旬に送付します。

昭和19年8月2日以降生まれの方には、70歳になる誕生日(1日生まれの方は誕生日の前月)に送付します。
△高額療養費限度額適用認定証などの交付▽
病院などの窓口で支払う医療費の支払額が自己負担限度額までとなる限度額適用認定証(住民税非課税世帯の方は、食事代の減額認定を兼ねた認定証)を交付します。保険証を区役所保険年金課に持参して申請してください。

△国民健康保険料の滞納がない69歳以下の方、70歳以上の住民税非課税世帯の方。
△区役所(1階)の保険年金課